第四条の見出し中「中期計画に記載する」を「事業計画に定める」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「（事業計画の認可申請）」に改め、同条第一項中「第三十条第一項の規定により中期計画」を「第三十五条の十第一項の規定により事業計画」に、「中期計画を」を「事業計画を」に改め、「中期計画の最初の」及び「（センターの成立後最初の中期計画については、センターの成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次の各号に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　センターの役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及びセンターに係る通則法第三十五条の九第一項の年度目標（以下「年度目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

第六条から第八条までを次のように改める。

（通則法第三十五条の十一第二項の主務省令で定める期間）

第六条　センターに係る通則法第三十五条の十一第二項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（業務実績等報告書）

第七条　センターに係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画に定めた項目ごとに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業年度における業務の実績。この場合において、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　年度目標及び事業計画の実施状況

ロ　当該事業年度における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。この場合において、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　センターは、前項に規定する報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第八条　センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第六条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。この場合において、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該項目の実施状況についてセンターが評価を行った結果。この場合において、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　センターは、前項に規定する報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十六条中「第五条第二項」を「第二十一条第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」に改め、「中期目標の期間の最後の」を削り、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十三条　センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　センターに関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びにセンターへの転入者の数